




**マルカキカイ株式会社**

証券コード 7594

# 第72回 定時株主総会 招集ご通知

 日 時 平成31年 2月21日 (木曜日) 午前10時

 場 所 大阪市中央区本町橋 2番31号  
シティプラザ大阪 2階 「SYUN-旬-」

(第72回定時株主総会「会場ご案内図」をご参照ください。)

## 議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

# 目次

## 招集ご通知

招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	4

## 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	6
(1) 事業の経過及びその成果	6
(2) 設備投資の状況	7
(3) 資金調達の状況	7
(4) 対処すべき課題	7
(5) 財産及び損益の状況の推移	9
(6) 重要な親会社及び子会社の状況	11
(7) 主要な事業内容	11
(8) 主要な事業所	11
(9) 使用人の状況	13
(10) 主要な借入先の状況	13
2. 会社の株式に関する事項	14
3. 会社の新株予約権等に関する事項	14
4. 会社役員に関する事項	15
5. 会計監査人に関する事項	18
6. 業務の適正を確保するための体制等の 整備に関する事項	19
7. 会社の支配に関する基本方針	22

## 連結計算書類・計算書類

連結貸借対照表	23
連結損益計算書	24
連結株主資本等変動計算書	25
貸借対照表	26
損益計算書	27
株主資本等変動計算書	28

## 監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	29
計算書類に係る会計監査人の監査報告	30
監査役会の監査報告	31

## 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	32
第2号議案 定款一部変更の件	33
第3号議案 取締役7名選任の件	34
第4号議案 監査役3名選任の件	38
第5号議案 補欠監査役2名選任の件	41
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	42

株 主 各 位

大阪府中央区南新町二丁目2番5号

**マルカキカイ株式会社**

取締役社長 竹下敏章

### 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、平成31年2月20日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年2月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区本町橋2番31号  
シティプラザ大阪 2階 「SYUN-旬-」  
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第72期（平成29年12月1日から平成30年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第72期（平成29年12月1日から平成30年11月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役7名選任の件
  - 第4号議案 監査役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
  - 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

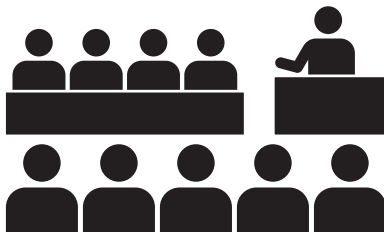
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruka.co.jp/ir/soukai>) に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruka.co.jp/ir/soukai>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載をしておりません。  
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

# 議決権行使についてのご案内

当社では、議決権行使書の郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。  
 なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

議決権の行使には以下3つの方法がございます。

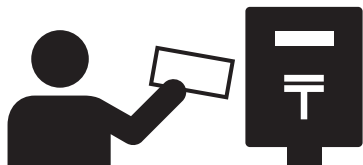
## 1 当日株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

**株主総会開催日時**  
 平成31年 2月21日(木)  
 午前10時

## 2 書面の郵送により行使いただく場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえご投函ください。

**行使期限**  
 平成31年 2月20日(水)  
 午後5時30分到着分まで有効

## 3 インターネットにより行使いただく場合



<https://evote.tr.mufg.jp/>

**行使期限**  
 平成31年 2月20日(水)  
 午後5時30分まで有効

次の頁をご参照ください。

※インターネットによる議決権行使が、複数回行われた場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成31年2月20日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）



(添付書類)

## 事業報告

(平成29年12月1日から  
平成30年11月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得情勢が緩やかに改善し、また好調な企業収益を背景として設備投資は底堅く推移するなど、総じて緩やかな回復基調が続きました。

海外の経済情勢におきましても、米国経済が好調を維持するなど、景気回復、持ち直し基調で推移いたしました。その一方で、米中貿易摩擦による過剰な報復措置の応酬による、中国の景気減速等の不確実性の増大により景気下振れリスクは続いており、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中で、当社グループは、「マルカグローバルイノベーションⅡ 新たな幕開け 変革の刻」を今年度のテーマに、中期経営計画の2年目として各種施策に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は64,511百万円(前期比23.2%増)、営業利益は2,610百万円(同37.8%増)、経常利益は2,850百万円(同36.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,922百万円(同55.6%増)といずれも過去最高記録を更新いたしました。

事業の種類別セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

産業機械部門では、国内は自動車関連業界向けに工作機械を中心に販売が大きく伸びました。

米州はアメリカの好調な経済を背景に、工作機械や射出成形機の販売が底堅く推移いたしました。

中国及びアジア地域は、タイやインドネシアといった市場規模の大きな拠点において、主力ユーザーである自動車関連業界向けの販売が伸び悩みましたが、中国での工作機械や環境設備の売上が寄与し、落ち込み分をカバーいたしました。地域ごとの好不調の波はあったものの、全体的には好調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度における当部門の売上高は55,617百万円(前期比28.7%増)、営業利益は3,249百万円(同25.1%増)となりました。



建設機械部門では、公共投資や民間投資は底堅く推移し、復興事業に一服感が見られるものの設備投資は堅調に推移いたしました。

このような状況の中、業界別ではチャーター業界向けが好調を維持いたしました。また商品別では建設用クレーンの大口販売、建設機械のレンタルの売上が堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度における当部門の売上高は8,825百万円（前期比2.2%減）、営業利益は441百万円（同16.1%増）となりました。

その他の事業は保険部門の業績であります。

当連結会計年度における当部門の売上高は68百万円（前期比35.5%減）、営業利益は36百万円（同16.3%減）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は702百万円（無形固定資産を含む）であります。その主な内容は、レンタル機械の更新設備投資（403百万円）、工具器具備品関連の更新設備投資（52百万円）等であります。

#### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、世界の物づくりに貢献する機械専門商社として、国内はもとより北米・アジア・中国の主要都市において、設備機械の販売を中心とした事業展開を行っております。

今後、将来の事業環境の変化を見据え、設備投資環境に左右されない安定的に収益が確保できる事業、成長性の高い事業への取組みが重要な経営課題であると考えております。

当社グループは、さらに収益基盤を確固たるものにするため、100年企業に向かって、次の企業像を目指しております。

- 1) 日米中亜4極の結集、経営資源の最適化によるグループ売上高1,000億円企業
- 2) 新商品・新分野・新市場での新規ビジネス創出による脱機械専門商社企業
- 3) 個性的な企業体の創造による顧客満足度業界No.1の真のグローバル企業

これらの経営ビジョンの実現に向け、2017年度に2020年を最終年度とする中期経営計画を策定し、テーマを「マルカグローバルイノベーションⅡ 新たな幕開け 変革の刻」とし、以下の6つの施策に取り組んでおります。

- ①高付加価値ビジネスの創造
- ②海外拠点への資源シフト
- ③経営体質の強化
- ④成長分野への進出、新規事業の推進
- ⑤人材育成の実践
- ⑥ガバナンス・コンプライアンスの徹底と資本政策

中期経営計画2年目の2018年度は、国内向け売上が好調に推移し、計画を上回る実績となりました。中期経営計画3年目の新年度におきましても、計画を達成すべく各種施策を着実に実行し、特に成長分野、新規事業の推進を重点に注力し更なる飛躍を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 69 期 平成 27 年度	第 70 期 平成 28 年度	第 71 期 平成 29 年度	第 72 期 (当連結会計年度) 平成 30 年度
売 上 高	51,593百万円	47,708百万円	52,363百万円	64,511百万円
経 常 利 益	2,643百万円	1,709百万円	2,095百万円	2,850百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,729百万円	929百万円	1,235百万円	1,922百万円
1株当たり当期純利益	195.40円	105.96円	144.31円	227.64円
総 資 産	38,809百万円	37,321百万円	41,531百万円	49,174百万円
純 資 産	18,946百万円	18,681百万円	19,861百万円	21,073百万円

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

3. 第70期及び第71期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、役員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。

4. 第72期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 69 期 平成 27 年度	第 70 期 平成 28 年度	第 71 期 平成 29 年度	第 72 期 (当事業年度) 平成 30 年度
売 上 高	36,609百万円	33,756百万円	35,482百万円	43,752百万円
経 常 利 益	2,167百万円	1,567百万円	1,621百万円	2,165百万円
当 期 純 利 益	1,434百万円	925百万円	1,054百万円	1,595百万円
1株当たり当期純利益	162.08円	105.52円	123.14円	188.94円
総 資 産	30,926百万円	29,377百万円	33,439百万円	40,506百万円
純 資 産	14,787百万円	15,190百万円	15,898百万円	16,713百万円

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 第70期及び第71期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、役員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。
4. 第72期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託が保有する当社株式を含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
マルカ・アメリカ	US\$6,000,000	100%	産業機械の販売

(7) 主要な事業内容

事業の種類	事業の内容
産業機械	工作機械、鍛圧機械、物流機械等の産業機械及びその周辺装置の販売
建設機械	クレーン、掘削機械、基礎工事用機械、高所作業車等の建設機械及びその周辺装置の販売とレンタル
その他の事業	保険代理店業等

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪府中央区	東北支店	宮城県仙台市
東京支社	東京都中央区	静岡支店	静岡県静岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市	松山営業所	愛媛県松山市
岡山支店	岡山県岡山市	島根営業所	島根県松江市
福岡支店	福岡県大野城市	台北支店	台湾台北市

② 子会社の主要な事業所

	名 称	所 在 地
国 内	ソノルカエンジニアリング株式会社	大 阪 府 ・ 摂 津 市
	ジャパンレンタル株式会社	神 奈 川 県 ・ 川 崎 市
	株式会社管製作所	山 形 県 ・ 天 童 市
	北九金物工具株式会社	福 岡 県 ・ 北 九 州 市
海 外	マルカ・アメリカ	米 国 ・ ミ ズ ー リ 州
	インダストリアル・ツール社	米 国 ・ ミ ネ ソ タ 州
	マルカ・メキシコ	メキシコ・アグアスカリエンテス市
	マルカ・上海	中 国 ・ 上 海 市
	マルカ・広州	中 国 ・ 広 州 市
	マルカ・タイ	タ イ ・ バ ン コ ク 市
	マルカ・エクスポート・タイ	タ イ ・ ピ ン ト ン
	マルカ・インドネシア	インドネシア・ジャカルタ市
	マルカ・マレーシア	マレーシア・クアラルンプール市
	マルカ・フィリピン	フィリピン・マニラ市
	マルカ・インド	イ ン ド ・ デ リ ー 市
	マルカ・ベトナム	ベ ト ナ ム ・ ハ ノ イ 市

(注) 平成29年12月1日に北九金物工具株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減数
産 業 機 械	504	23名増
建 設 機 械	85	7名増
そ の 他	3	—
全 社 （ 共 通 ）	35	1名増
合計	627	31名増

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
175	5名減	39.0歳	11.1年

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	301百万円
株 式 会 社 山 形 銀 行	300百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	115百万円

(注) 上記は、株式会社管製作所及びマルカ・アメリカ並びにマルカ・上海等の銀行借入金であります。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,600,000株  
(2) 発行済株式の総数 9,327,700株(自己株式687,081株を含む。)  
(3) 株主数 8,589名  
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コ ベ ル コ 建 機 株 式 会 社	594千株	6.9%
株 式 会 社 不 二 越	576千株	6.7%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	481千株	5.6%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	400千株	4.6%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	350千株	4.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	302千株	3.5%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	255千株	3.0%
ダ イ ハ ツ 工 業 株 式 会 社	200千株	2.3%
マ ル カ キ カ イ 従 業 員 持 株 会	175千株	2.0%
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	173千株	2.0%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式(687,081株)を控除して算出し、小数点第2位を四捨五入して計算しております。  
また、自己株式は上位10名から除いております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹 下 敏 章	最高経営責任者(CEO)
取 締 役 (専務執行役員)	二 橋 春 久	最高執行責任者(COO)、営業統括、東京支社長 マルカ・上海 董事長 マルカ・広州 董事長
取 締 役 (常務執行役員)	真 鍋 聡	産業機械本部長
取 締 役 (執行役員)	難 波 経 久	産業機械副本部長 北九金物工具株式会社 代表取締役
取 締 役 (執行役員)	飯 田 邦 彦	最高財務責任者(CFO)、管理本部長
取 締 役	長 崎 伸 郎	
常 勤 監 査 役	荻 野 純 一	
常 勤 監 査 役	杉 浦 克 典	
監 査 役	古 澤 哲	株式会社不二越 取締役
監 査 役	牛 島 慶 太	牛島慶太税理士事務所 代表 株式会社大真空 監査役

- (注) 1. 長崎伸郎氏は、社外取締役であります。
2. 古澤 哲氏及び牛島慶太氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役長崎伸郎氏及び監査役牛島慶太氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役牛島慶太氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
釜江 信次	平成30年2月22日	辞任	代表取締役会長 ソノルカエンジニアリング株式会社 代表取締役会長
泉 信介	平成30年2月22日	辞任	取締役 コベルコ建機株式会社 執行役員

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(千円)

区分	員数	基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	報酬等の 総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	116,453 (4,200)	10,000 (-)	13,053 (-)	139,507 (4,200)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	21,327 (4,800)	1,000 (-)	- (-)	22,327 (4,800)
合計 (うち社外役員)	12名 (4名)	137,780 (9,000)	11,000 (-)	13,053 (-)	161,834 (9,000)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、平成19年2月26日開催の第60回定時株主総会において、年額150万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（社外取締役を除く。）6名に対して、役員向け業績連動型株式報酬として、平成28年2月23日開催の第69回定時株主総会において、上記（注）2. に記載の報酬とは別枠で支給することと決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、平成19年2月26日開催の第60回定時株主総会において、年額30万円以内と決議いただいております。
5. 賞与には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額を記載しております。
6. 業績連動型株式報酬には、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

- ・ 監査役古澤 哲氏は、株式会社不二越の取締役を兼務しております。なお、当社は同社と商品仕入・販売等の取引関係があります。
- ・ 監査役牛島慶太氏は、牛島慶太税理士事務所の代表及び株式会社大真空の監査役を兼務しております。当社と両兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 長崎伸郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 古澤 哲	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会8回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 牛島慶太	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会8回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	24,800千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	27,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画等の内容等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務デューデリジェンスに係る業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は次のとおりであります。（最終改定 平成27年11月24日）

#### ① 内部統制システムの基本的な考え方

当社は「人生是誠也」を社訓とし、「最善の奉仕」をモットーに、「顧客の満足」を使命とし、会社法、会社法施行規則及び法令等の遵守はもとより、高い企業理念に基づいた企業活動を実践し、社会の期待に応える企業となることを目指す。

#### ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及びグループ会社の役職員が例外なく守らなければならない基本原則として「コンプライアンスマニュアル」を制定する。このコンプライアンスマニュアルを基に、誠心誠意をもって法令、定款及び社内規程の遵守徹底を図り、より一層倫理的な組織文化を構築する。
- ・社長は、当社及びグループ会社の内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じて各担当部署において、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- ・内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置く。
- ・取締役は当社及びグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会または経営会議において報告するものとする。
- ・法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部及び公益通報規程を制定し、通報者がその行為によって不利益を被ることのないよう社内通報システムを整備し、その運用を図る。
- ・監査役は当社及びグループ会社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

#### ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録、保存する。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

- ④ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社は、当社及びグループ会社における事業活動を行ううえで、当社を取り巻くリスクを適切に認識し、管理するため「リスク管理規程」を制定する。また、純粹リスク、価格変動リスク、信用リスク等リスクの把握、リスク対策の立案、リスクコントロールを行うためリスク管理委員会を設置し、その内容を定期的に取り締役に報告するとともに、輸出関連法規及び当社安全保障輸出管理規程遵守によるコンプライアンスの維持・向上を図る。
  - ・ 当社は、当社及びグループ会社の重大な危機に対するリスク管理体制として、緊急かつ不測の事態に対応するため危機管理規程を定め、同規程に従った危機対応体制を構築する。
- ⑤ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に社長をはじめ取締役、執行役員、グループ会社責任者によって構成される経営会議において論議を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
  - ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌・権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるとともに、同規程は法令の改廃、職務環境の変化及びより高い業務効率達成のために随時見直しを行うこととする。
- ⑥ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、当社及びグループ会社は当社の諸規程を基礎とするが、業態または国情等により当社諸規程がそぐわない場合には、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとする。
  - ・ 内部監査室は、グループ会社に対する当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。



⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

- ・ 監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は監査役の職務を補助すべき使用人として、当社及びグループ会社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- ・ 監査役補助者に任命された使用人は、監査役より指揮された監査業務に必要な命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
- ・ 監査役補助者に任命された使用人の人事異動・評価、賃金等の改定については監査役会と協議するものとする。

⑧ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役会または監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、適時担当部門の業務の状況について監査役への報告をすることとする。前記に関わらず、監査役は、当社の稟議事項等の重要情報及びグループ会社からの報告に係る情報を常時閲覧することができるとともに、必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ・ 社内通報の方法については、内部及び公益通報規程に基づき、内部通報相談窓口を設置する。そのことにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ・ 監査役会または監査役に対して直接報告を行った当社の使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

⑨ 監査役職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行する際に生じる合理的な費用は当社の負担とし、監査役がその前払を求める場合にはこれに応じる。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制の整備、運用を行う。

#### ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

- ・当社は公正な経営を実現するため「コンプライアンスマニュアル」を制定し、法令遵守・企業倫理の徹底を図っている。
- ・対応窓口  
反社会的勢力に関する事項についての対応はすべて本社・総務部において対応することとする。反社会的勢力から理不尽な要求などの事態が発生した場合は、速やかに顧問弁護士や警察に相談し、適切な指導を受けながら対応することとする。
- ・情報収集  
当社は大阪府企業防衛対策協議会に加盟して、警察や地元企業との連絡を密にし、反社会的勢力に関する情報収集を行う。新規の取引先に関しては、信用調査機関の調査書などを入手し、社歴をチェックするなど、反社会的勢力でないことを確認したうえで、対応するものとする。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及びグループ会社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ・毎月1回の定例取締役会のほか、毎月2回の経営会議を開催し、法令等で定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要な事項を決定し、月次業績の予算実績の分析・評価・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また、各種リスクの管理状況の確認・改善等についても適宜審議いたしました。
- ・監査役会を8回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか重要な会議へ出席、業務及び財産の状況の監査、代表取締役との面談、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。
- ・当社グループでは、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っており、全社員に対して「コンプライアンスカード」を配布しており、新入社員等に対してコンプライアンス研修を実施いたしました。
- ・コンプライアンスに対する意識の一層の徹底を図るため、役員を対象にコーポレート・ガバナンス強化に向けた研修会を実施いたしました。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況を鑑みて、現時点での敵対的買収防衛策の導入はしておりません。

# 連結貸借対照表

(平成30年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>[40,495,479]</b>	<b>流動負債</b>	<b>[27,351,723]</b>
現金及び預金	10,205,711	支払手形	188,345
受取手形	2,686,079	買掛金	11,481,635
売掛金	17,062,323	電子記録債権	10,684,756
電子記録債権	2,901,590	短期借入金	433,742
有価証券	100,000	1年内返済予定の長期借入金	2,940
商品及び製品	2,952,985	未払法人税等	615,550
仕掛品	353,942	前受金	2,883,360
原材料及び貯蔵品	30,159	割賦利益繰延金	81,402
前渡金	3,170,348	役員賞与引当金	11,000
前払費用	187,735	その他の	968,988
未収入金	495,074	<b>固定負債</b>	<b>[ 748,829]</b>
繰延税金資産	249,966	長期借入金	297,060
その他の	156,132	長期未払金	79,207
貸倒引当金	△ 56,569	繰延税金負債	170,523
<b>固定資産</b>	<b>[ 8,679,039]</b>	再評価に係る繰延税金負債	32,668
<b>有形固定資産</b>	<b>( 6,397,369)</b>	役員退職慰労引当金	39,167
建物及び構築物	2,136,387	役員株式給付引当金	44,692
機械装置及び運搬具	115,073	退職給付に係る負債	21,018
工具、器具及び備品	183,671	その他の	64,491
貸与資産	1,016,768	<b>負債合計</b>	<b>28,100,552</b>
リース資産	14,252	<b>純資産の部</b>	
土地	2,778,621	<b>株主資本</b>	<b>[20,083,081]</b>
建設仮勘定	152,593	資本金	1,414,415
<b>無形固定資産</b>	<b>( 338,498)</b>	資本剰余金	1,398,498
のれん	293,603	利益剰余金	18,686,880
その他	44,895	自己株式	△ 1,416,713
<b>投資その他の資産</b>	<b>( 1,943,171)</b>	その他の包括利益累計額	[ 353,546]
投資有価証券	1,208,413	その他有価証券評価差額金	276,233
繰延税金資産	100,079	繰延ヘッジ損益	△3,334
退職給付に係る資産	14,233	土地再評価差額金	39,596
その他	663,524	為替換算調整勘定	72,040
貸倒引当金	△ 43,079	退職給付に係る調整累計額	△ 30,989
<b>資産合計</b>	<b>49,174,519</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>[ 637,338]</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>21,073,967</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>49,174,519</b>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連 結 損 益 計 算 書

( 平成29年12月 1 日から  
平成30年11月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		64,511,712
売上原価		55,681,744
売上総利益		8,829,967
割賦販売未実現利益戻入額	24,890	
割賦販売未実現利益繰入額	41,449	△ 16,559
差引売上総利益		8,813,408
販売費及び一般管理費		6,202,532
営業利益		2,610,875
営業外収益		
受取利息	54,023	
受取配当金	20,515	
受取家賃	11,620	
固定資産売却益	51,069	
不動産賃貸料入	110,269	
雑収入	78,480	325,979
営業外費用		
支払利息	20,847	
不動産賃貸費用	52,371	
雑損失	8,984	
経常利益	4,419	86,622
特別利益		2,850,232
固定資産売却益	22,154	22,154
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産除却損	462	
投資有価証券評価損	11,947	
その他の特別損失	4,640	17,061
税金等調整前当期純利益		2,855,325
法人税、住民税及び事業税	951,901	
法人税等調整額	△41,843	910,057
当期純利益		1,945,268
非支配株主に帰属する当期純利益		22,854
親会社株主に帰属する当期純利益		1,922,413

## 連結株主資本等変動計算書

（平成29年12月1日から  
平成30年11月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,414,415	1,325,178	16,942,484	△1,071,613	18,610,465
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△369,381	－	△369,381
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	1,922,413	－	1,922,413
自己株式の取得	－	－	－	△525,961	△525,961
自己株式の処分	－	73,320	－	180,861	254,181
土地再評価差額金の取崩	－	－	191,363	－	191,363
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中 の変動額合計	－	73,320	1,744,396	△345,099	1,472,616
当 期 末 残 高	1,414,415	1,398,498	18,686,880	△1,416,713	20,083,081

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配 株主持分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	411,531	296	230,960	69,363	△66,679	645,472	605,933	19,861,871
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△369,381
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	1,922,413
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△525,961
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－	254,181
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	－	191,363
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額（純額）	△135,298	△3,631	△191,363	2,677	35,690	△291,925	31,405	△260,520
連結会計年度中 の変動額合計	△135,298	△3,631	△191,363	2,677	35,690	△291,925	31,405	1,212,095
当 期 末 残 高	276,233	△3,334	39,596	72,040	△30,989	353,546	637,338	21,073,967

招集通知

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(平成30年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>[31,551,766]</b>	<b>流動負債</b>	<b>[23,450,879]</b>
現金及び預金	7,798,915	買掛金	9,794,109
受取手形及び売掛金	16,779,343	電子記録債権	10,680,822
電子記録債権	2,767,720	未払法人税等	482,000
有価証券	100,000	前受金	1,837,940
商品及び製品	788,243	割賦利益繰延金	81,402
原材料及び貯蔵品	1,245	役員賞与引当金	11,000
前渡金	2,188,462	その他の他	563,603
繰延税金資産	193,148	<b>固定負債</b>	<b>[ 342,168]</b>
関係会社短期貸付金	200,000	長期未払金	77,275
その他の他	767,490	繰延税金負債	149,924
貸倒引当金	△ 32,803	再評価に係る繰延税金負債	32,668
<b>固定資産</b>	<b>[ 8,955,188]</b>	役員株式給付引当金	44,692
<b>有形固定資産</b>	<b>( 4,230,898)</b>	その他の他	37,607
建物	1,234,797	<b>負債合計</b>	<b>23,793,047</b>
建物附属設備	157,290	<b>純資産の部</b>	
構築物	25,260	<b>株主資本</b>	<b>[16,403,505]</b>
機械装置及び運搬具	124	資本金	( 1,414,415)
工具、器具及び備品	116,735	資本剰余金	( 1,398,461)
貸与資産	387,613	資本準備金	1,248,878
土地	2,309,076	その他資本剰余金	149,583
<b>無形固定資産</b>	<b>( 16,979)</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>(15,004,548)</b>
電話加入権	4,515	利益準備金	120,704
ソフトウェア	12,464	その他利益剰余金	14,883,844
<b>投資その他の資産</b>	<b>( 4,707,309)</b>	退職給与積立金	497,327
投資有価証券	1,171,327	固定資産圧縮積立金	143,090
関係会社株式	2,688,344	別途積立金	1,015,070
従業員に対する長期貸付金	2,297	繰越利益剰余金	13,228,356
関係会社長期貸付金	718,320	<b>自己株式</b>	<b>( △1,413,920)</b>
前払年金費用	56,701	<b>評価・換算差額等</b>	<b>[ 310,401]</b>
その他の他	242,103	その他有価証券評価差額金	274,139
貸倒引当金	△ 171,784	繰延ヘッジ損益	△3,334
<b>資産合計</b>	<b>40,506,954</b>	土地再評価差額金	39,596
		<b>純資産合計</b>	<b>16,713,906</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>40,506,954</b>

# 損益計算書

(平成29年12月1日から  
平成30年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		43,752,138
上期商品棚卸高	623,951	
当期商品仕入高	39,308,281	
合 計	39,932,232	
期末商品棚卸高	789,488	39,142,744
売上総利益		4,609,394
割賦販売未実現利益戻入額	24,890	
割賦販売未実現利益繰入額	41,449	△ 16,559
差引売上総利益		4,592,834
販売費及び一般管理費		2,765,039
営業利益		1,827,795
営業外収益		
受取利息	44,272	
受取配当	65,991	
受取家賃	20,260	
固定資産売却益	10,584	
不動産賃貸料	110,269	
経営指導料	60,000	
為替差益	4,997	
雑収入	80,623	396,998
営業外費用		
支払利息	5,396	
不動産賃貸費用	52,371	
雑損失	1,250	59,018
経常利益		2,165,775
特別利益		
固定資産売却益	17,553	17,553
特別損失		
投資有価証券評価損	11,499	
ゴルフ会員権評価損	4,500	15,999
税引前当期純利益		2,167,328
法人税、住民税及び事業税	707,817	
法人税等調整額	△ 136,110	571,706
当期純利益		1,595,622

招集通知

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

株主総会参考書類



## 株主資本等変動計算書

( 平成29年12月1日から  
平成30年11月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
				退職給与 積立金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,414,415	1,248,878	76,263	120,704	497,327	143,090	1,015,070	11,810,752
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△369,381
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	1,595,622
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	73,320	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の崩	-	-	-	-	-	-	-	191,363
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動 額 合 計	-	-	73,320	-	-	-	-	1,417,604
当 期 末 残 高	1,414,415	1,248,878	149,583	120,704	497,327	143,090	1,015,070	13,228,356

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,068,820	15,257,681	409,086	296	230,960	640,343	15,898,024
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	△369,381	-	-	-	-	△369,381
当期純利益	-	1,595,622	-	-	-	-	1,595,622
自己株式の取得	△525,961	△525,961	-	-	-	-	△525,961
自己株式の処分	180,861	254,181	-	-	-	-	254,181
土地再評価差額金の崩	-	191,363	-	-	-	-	191,363
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	△134,947	△3,631	△191,363	△329,942	△329,942
事業年度中の変動 額 合 計	△345,099	1,145,824	△134,947	△3,631	△191,363	△329,942	815,882
当 期 末 残 高	△1,413,920	16,403,505	274,139	△3,334	39,596	310,401	16,713,906

独立監査人の監査報告書

平成31年1月11日

マルカキカイ株式会社  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 田 篤 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 俣 野 朋 子 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルカキカイ株式会社の平成29年12月1日から平成30年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルカキカイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成31年1月11日

マルカキカイ株式会社  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 田 篤 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 俣 野 朋 子 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルカキカイ株式会社の平成29年12月1日から平成30年11月30日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、平成29年12月1日から平成30年11月30日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年1月15日

マルカキカイ株式会社 監査役会

常勤監査役	杉	浦	克	典	Ⓐ
社外監査役	古	澤		哲	Ⓐ
社外監査役	牛	島	慶	太	Ⓐ

(注) 常勤監査役 荻野純一は、平成31年1月15日の監査役会を病気療養中のため欠席いたしましたので、本監査報告書には署名押印していません。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 【資本政策の基本的な方針】

当社は、中長期にわたる持続的な成長を目指して将来の成長につながる事業への継続的な投資を行うことが、株主の皆様の利益に資すると考えており、経営上の重要課題と位置付けております。

剰余金の配当につきましては、財務体質の強化と将来的な成長戦略や設備投資のために必要な内部留保を勘案し、継続して安定した配当を実施することを基本方針としております。

#### 【期末配当に関する事項】

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたし、1株につき23円に上場20周年記念配当2円を加え、1株につき25円といたしたいと存じます。

なお、既に1株につき20円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当は1株につき45円となります。

#### (1) 配当財産の種類及びその総額

配当財産の種類は金銭によるものとし、その総額は216,015,475円といたします。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成31年2月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、株式上場20周年を節目といたしまして、持続的成長企業・新生マルカを目指すべく、「マルカキカイ株式会社」から新商号「株式会社マルカ」に変更し、これに伴い現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け平成31年4月1日とし、効力発生日をもって削除するものといたしたいと存じます。

### 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>マルカキカイ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>MARUKA MACHINE RY CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社マルカ</u> と称し、英文では、 <u>Maruka Corporation</u> と表示する。
(新 設)	<u>附 則</u> <u>第1条（商号）の変更は、平成31年4月1日をもって効力が生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	たけしたとしあき 竹下敏章 (昭和28年11月15日生)	昭和51年4月 当社入社 平成13年12月 当社執行役員 平成16年2月 当社取締役 平成17年4月 当社産業機械本部長 平成19年2月 当社取締役兼常務執行役員 平成23年2月 当社代表取締役社長(現在) 平成29年2月 当社最高経営責任者(CEO)(現在)	51,800株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、入社以来、産業機械本部長、常務執行役員を経て、平成23年から社長を務めており、当社及び当社グループの経営及び管理業務全般に関して豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	にしはるひさ 二橋春久 (昭和27年6月15日生)	昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年7月 株式会社本郷入社 平成14年12月 同社取締役 平成18年4月 株式会社エイチワン取締役営業本部長 平成23年4月 同社専務取締役欧州北米地域本部長 平成24年9月 当社入社 常勤顧問 平成25年2月 当社取締役兼執行役員 平成25年6月 当社経営戦略本部長 平成27年2月 当社常務取締役兼常務執行役員 当社産業機械本部長 平成27年12月 当社営業統括(現在) 当社東京支社長(現在) 平成29年2月 当社取締役兼専務執行役員(現在) 平成30年3月 マルカ・上海董事長(現在) マルカ・広州董事長(現在) 平成30年4月 当社最高執行責任者(COO)(現在) (重要な兼職の状況) マルカ・広州董事長 マルカ・上海董事長	6,700株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、入社以来、経営戦略本部長、産業機械本部長を経て、現在取締役兼専務執行役員を務めており、当社の経営及び管理業務全般に関して豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	飯田 邦彦 (昭和31年12月10日生)	昭和55年4月 当社入社 平成20年12月 当社理事 平成21年12月 当社管理副本部長 平成24年12月 当社執行役員 平成25年2月 当社取締役兼執行役員(現在) 当社管理副本部長(現在) 平成30年4月 当社最高財務責任者(CFO)(現在)	5,900株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、入社以来、総務部長、管理副本部長を経て、現在管理副本部長を務めており、当社の経営及び管理業務全般に関して豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	難波 経久 (昭和31年12月1日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年12月 当社執行役員 当社大阪産機副本部長 平成21年12月 マルカ・広州董事長 マルカ・上海董事長総経理 平成23年2月 当社取締役兼執行役員(現在) 平成24年12月 当社中国営業統括 平成27年2月 当社産業機械副本部長(現在) 平成28年3月 マルカ・上海董事長 平成29年12月 北九金物工具株式会社代表取締役(現在) (重要な兼職の状況) 北九金物工具株式会社代表取締役	5,300株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、入社以来、大阪産機副本部長、中国営業統括を経て、現在産業機械副本部長を務めており、当社の経営及び管理業務全般に関して豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
※5	小谷 和朗 (昭和26年9月15日生)	平成21年6月 ナブテスコ株式会社執行役員 平成22年6月 同社取締役企画副本部長 平成23年6月 同社代表取締役社長、最高経営責任者(CEO) 平成29年6月 同社取締役会長(現在) (重要な兼職の状況) ナブテスコ株式会社取締役会長	一株
(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、ナブテスコ株式会社の取締役社長、取締役会長を務められ、企業経営全般に携わった経験を活かして、実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、経営体制の強化ができるかと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、当社はナブテスコ株式会社と商品売買等の取引がありますが、その取引額は当社の当期売上高の2%未満であり、同氏は独立性を有していると判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	なが ききのぶ お郎 (昭和30年6月28日生)	昭和53年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 平成18年1月 同社グローバル監査室長 平成20年1月 同社関連事業部長 平成21年1月 同社関連事業室長 平成22年1月 あいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)理事 平成22年4月 同社執行役員 平成23年2月 当社監査役 平成26年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役執行役員 平成27年4月 同社取締役常務執行役員 平成27年6月 ミサワホーム株式会社監査役 平成28年2月 当社取締役(現在) 平成28年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社専務執行役員	1,000株
(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、トヨタ自動車株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社における豊富な経験を通じて高い見識を有しておられ、業務執行より独立した公正で客観的な立場から経営監督機能を担い、大局的な見地からの意見等によって適切な監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。			
※7	よりかねしんじ 頼 金 信 次 (昭和34年10月6日生)	昭和58年4月 日本生命保険相互会社入社 平成15年3月 同社総合法人第四部法人部長 平成21年12月 同社総合法人第九部総合法人部長 平成25年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社東京企業営業第六部長 平成26年4月 同社理事東京企業営業第二部長 平成28年4月 同社執行役員 平成30年4月 同社常務執行役員(現在) (重要な兼職の状況) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員	一株
(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社における執行役員として、豊富な知識・経験等を有しておられ、業務執行より独立した公正で客観的な立場から経営監督機能を担い、大局的な見地からの意見等によって適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。なお、当社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代理店であり代理店収入等の取引がありますが、その取引額は当社の当期売上高の2%未満であり、同氏は独立性を有していると判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小谷和朗氏、長崎伸郎氏及び頼金信次氏は、社外取締役候補者であります。
3. 長崎伸郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役在任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社は、長崎伸郎氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。  
また、社外取締役候補者である小谷和朗氏及び頼金信次氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
5. 当社は、長崎伸郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
6. 小谷和朗氏及び頼金信次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、当社は、独立役員として指定し同取引所に届ける予定であります。
7. ※は新任の候補者であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役4名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の役員体制を勘案し、ガバナンスの実効性を引き続き確保できると判断したため1名減員し、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	すぎ 杉 浦 克 典 (昭和28年7月10日生)	平成19年11月 当社入社 管理本部長付部長 平成19年12月 当社内部監査室長 平成20年12月 当社経営企画室長 平成21年12月 当社理事 平成27年2月 当社常勤監査役(現在)	7,600株
(監査役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたる内部監査業務の経験を有すること及び当社の内部統制システムの構築・改善に重要な役割を果たしてきたことから、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査役候補者いたしました。			
2	ふる 古 澤 哲 (昭和34年6月4日生)	昭和57年4月 株式会社不二越入社 平成25年2月 同社執行役員NACHI SINGAPORE PTE. LTD. 社長、アセアン地区担当、 平成26年2月 同社取締役営業戦略本部副本部長、アセアン地区担当 欧州地区担当 平成27年9月 同社取締役営業戦略本部副本部長 経営企画部副部長 韓国・台湾・インド担当 海外営業管理担当 平成28年2月 当社監査役(現在) 平成28年7月 株式会社不二越 取締役海外営業管理担当 グローバル人事部長 平成30年2月 同社取締役海外営業管理担当 グローバル人事部長 コンプライアンス本部副本部長(現在) (重要な兼職の状況) 株式会社不二越取締役	一株
(社外監査役候補者とした理由) 同氏は、株式会社不二越において、海外分野での幅広い経験と高い見識を有しておられ、当社の監査において重要な役割を果たしてきたことから、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の株式の数
3	牛 島 慶 太 ( 昭 和 28 年 7 月 28 日 生 )	昭和54年4月 大阪国税局入局 平成19年7月 三木税務署長 平成20年7月 大阪国税局調査第一部国際情報第一課長 平成22年7月 同局調査第一部調査審理課長 平成23年7月 同局調査第一部調査管理課長 平成24年7月 同局総務部次長 平成25年7月 堺税務署長 平成26年8月 牛島慶太税理士事務所代表 (現在) 平成27年6月 株式会社大真空監査役 (現在) 平成28年2月 当社監査役 (現在)  (重要な兼職の状況) 牛島慶太税理士事務所代表 株式会社大真空監査役	一株
(社外監査役候補者とした理由) 同氏は、税理士として税務業務を通じて会社経営に精通しており、客観的・中立的な立場から当社の監査において重要な役割を果たしてきたことから、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古澤 哲氏及び牛島慶太氏は、社外監査役候補者であります。
3. 古澤 哲氏及び牛島慶太氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社は、古澤 哲氏及び牛島慶太氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 当社は、牛島慶太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。

〈ご参考〉

当社の社外取締役及び社外監査役の独立性の判断基準について

次に掲げる各号のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役及び社外監査役は、当社からの独立性を有するものと判断しております。

- a. 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者
- b. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- c. 当社の主要な取引先（その取引額が当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える金額となる取引先）又はその業務執行者
- d. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- e. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等、但し、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者
- f. 当社の主要な借入先（当社の直近事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又は業務執行者
- g. 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者、但し、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者
- h. 過去3年間において、上記a. からg. までのいずれかに該当していた者
- i. 上記a. からh. のいずれかに掲げる者の二親等以内の親族
- j. 就任前10年間のいずれかの時期に、当社又は連結子会社の業務執行者
- k. 過去3年間において、当社又は連結子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
- l. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員として職務を果たすことができない特段の事由を有している者

## 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

候補者加納敬司氏は社外監査役以外の監査役の補欠として選任をお願いするものであり、また、候補者佐竹明氏は、平成28年2月23日開催の第69回定時株主総会において補欠の社外監査役に選任されておりますが、その選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、当該各補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の監査役任期の満了する時までといたします。また、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができますものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	か 加 敬 司 (昭和34年11月19日生)	昭和57年4月 昭和リース株式会社入社 平成23年4月 同社執行役員専門営業部門長 平成27年12月 当社入社 業務部長 当社法務部長(現在) 平成29年2月 当社内部監査室長 平成29年12月 当社経営企画室長(現在)	一株
(補欠の監査役候補者とした理由) 同氏は、昭和リース株式会社における豊富な経験を通じて高い見識を有しており、当社入社後も法務、内部監査・経営企画等、様々な部門を経験し、これらの見識と経験を、経営全般の監督と適正は監査活動に活かしていただく観点から、補欠の監査役候補者といたしました。			
2	さ 佐 明 (昭和49年12月6日生)	平成9年4月 大和ハウス工業株式会社入社 平成20年12月 大阪弁護士会 入会 樺島法律事務所 入所 平成24年2月 京都弁護士会 入会 烏丸法律事務所 入所(現在) 平成25年8月 一般財団法人頼山陽旧跡保存会 理事(現在)	一株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。			



- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐竹 明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者である佐竹 明氏の再任が承認され、かつ、社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

#### 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年2月26日開催の第60回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額170百万円以内（ただし、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

以 上



メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

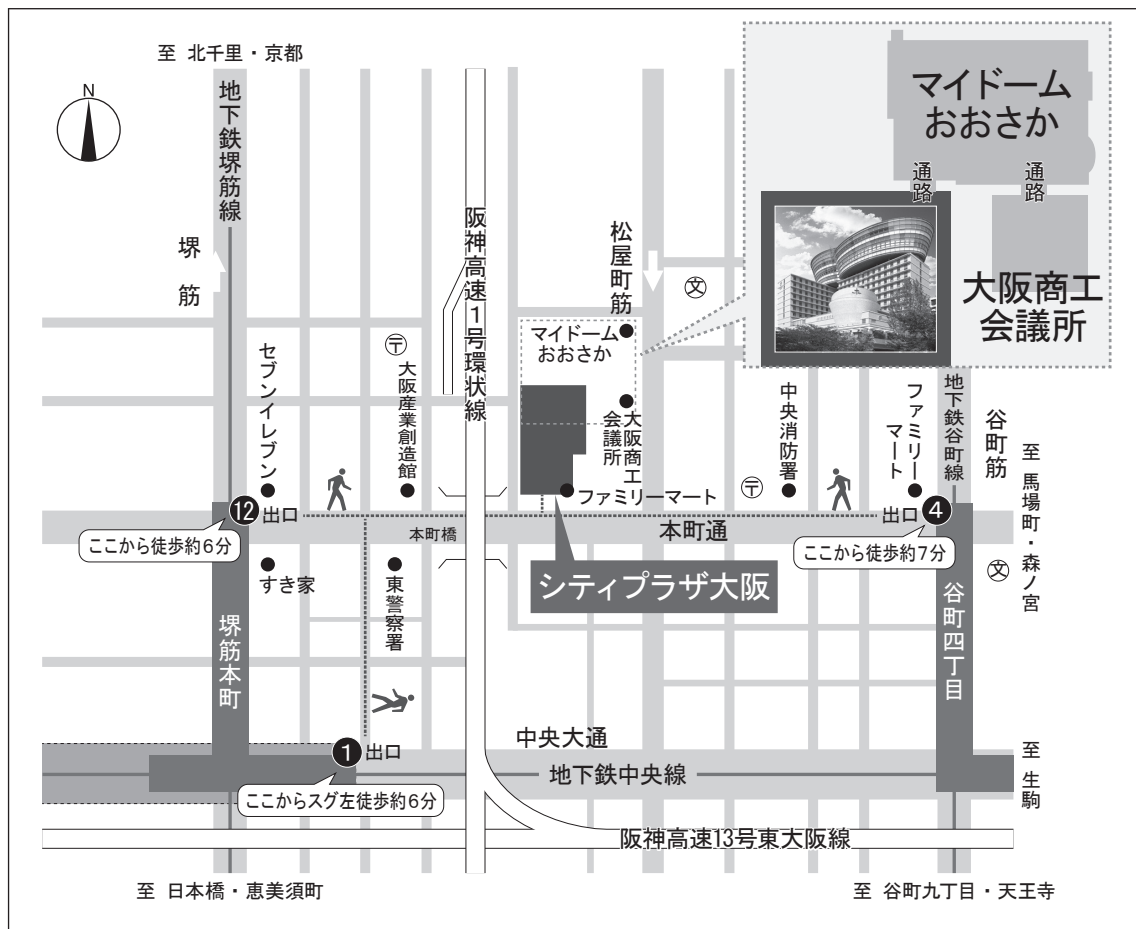
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.



会場

シティプラザ大阪 2階「SYUN 一旬一」  
 大阪市中央区本町橋2番31号 TEL 06-6947-7888



最寄駅



地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅  
 1号、12号出口より徒歩約6分  
 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅  
 4号出口より徒歩約7分

◎ 当日は駐車場の用意はしておりませんので、  
 お車でのご来場はご遠慮ください。